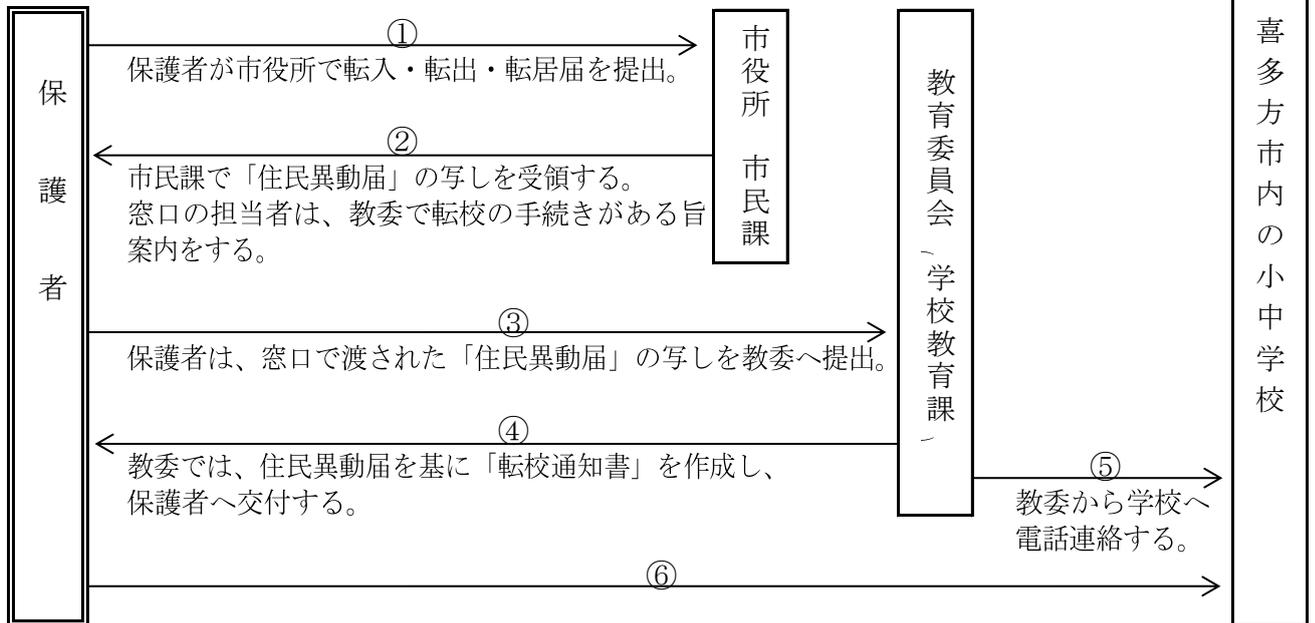


児童生徒の転入・転出等にかかる事務手続きフロー

保護者が市役所で転入転出等の手続きをする場合



- ・ 転入の場合…保護者が、新しく通う学校に「転校通知書」とともに今まで通っていた学校から受領した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出。
- ・ 転出の場合…今まで通っていた学校に「転校通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領。
- ・ 転居（市内異動）の場合…今まで通っていた学校へ「転校通知書」を提出し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受領する。新しく通う学校長宛の「転校通知書」とともに前学校より受領した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を新しく通う学校へ提出。

保護者が各総合支所で転入転出等の手続きをする場合

